

2021年10月1日

貿易関係証明ご申請者各位

燕商工会議所

原産地証明書のオンライン発給開始について

平素より、燕商工会議所の貿易関係証明をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
今般当所では、2021年10月1日から一般原産地証明書(非特恵)のオンライン発給を開始いたします。オンラインによる証明書の申請をご希望される際は、下記手続きの流れをご参照いただき、貿易登録によるIDとパスワードをご取得のうえ、ご利用ください。

記

1. 発給開始日

2021年10月1日(金)～ (※従来の書面による窓口発給も継続しています)

2. 対象となる証明書

一般原産地証明(日本産)、一般原産地証明(外国産)、インボイス証明、サイン証明

3. 手続きの流れ

(1)貿易登録(※詳細は、貿易関係証明発給システム利用マニュアルをご確認ください。)

・現在貿易登録をしている場合でも、新たに「貿易関係証明発給システム」に登録し、

ID・パスワードの取得が必要です。

・登録する際、必要書類(誓約書、業態内容届、署名届等)をご提出ください。

登録完了後は、オンライン・窓口ともに発給が可能になります。

・オンライン登録による貿易登録を行うことで、新たに2年間登録有効になります。

(2)発給申請(※詳細は、貿易関係証明発給システム利用マニュアルをご確認ください。)

・「貿易関係証明発給システム」にログインして必要事項を入力し、オンライン申請。

(3)証明手数料決済

・当所がシステム上で審査、認証後、オンライン決済。(クレジットカード決済)

・各種手数料 (貿易登録手数料:(会員)無料、(非会員)税込 10,000 円)

(証明書発給手数料:(会員)税込 1,100 円、(非会員)税込 2,200 円)

※オンラインに限りシステム利用料 160 円を加算。

(4)発給

・決済完了後、証明書の印刷が可能となり、自社プリンターでカラー印刷。

【オンライン発給のメリット】

- ✓ 商工会議所へ出向かずに申請・証明書受領が出来るため、時間が節約できます。
- ✓ オンライン発給の手数料決済はクレジットカード払のみ対応、現金決済が不要となります。
- ✓ 証明書は、貴社にて一般的な A4 白紙に印刷。専用紙の購入・保管のコストが削減できます。
- ✓ オンライン申請の履歴を活用した発給申請が可能で、入力の手間を省けます。

★ご注意★

- ①原産地証明書は連続記載方式となり、すべてのページに申請者と商工会議所のサインが記載され、商工会議所の割印は記載しません。アタッチシート方式は使用できません。
- ②発給後の訂正は、一切出来ません。修正が必要な場合は再発給となり、手数料が新たに発生します。
- ③発給した証明書の真正性は専用のリファレンスサイト上で、証明番号又はQRコードを用いて確認いただけます。
- ④肉筆証明や物理的な加工が必要な証明等には対応していません。

■肉筆証明対象国(下記)で領事査証を取得する場合

【ア ジ ア】インドネシア、スリランカ

【中 近 東】アラブ首長国連邦(U.A.E)、イラク、オマーン、クウェート

【アフリカ】エジプト、エチオピア、リビア

【欧 州】ギリシャ、スペイン

【中 米、中 南 米】アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、ブラジル、ペルー、メキシコ

*上記以外は、原則ラバー証明で領事査証の取得が可能です。

*平成 21 年 10 月現在(日本商工会議所調べ)

*対象国は各国の状況に応じて変更されることがあります。

*詳しくは各国領事館へお問合せください。

【本件担当】 燕商工会議所 総務課 TEL 0256-63-4116
E-mail main@tsubame-cci.or.jp